

# 裁判所からのお知らせ

## 裁判員制度についてQ&A

**Q 裁判員制度ってなに?**

**A** 国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリアなどでも行われています。

**Q 導入されることにより何がかわるの?**

**A** 法律の専門家ではない国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながる事が期待されています。

**Q いつから実施されるの?**

**A** 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に実施されます。

**Q 裁判員はどのように選ばれるの?**

**A** 20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続により選ばれた人たちです。

**Q 裁判員は、何をやるの?**

**A** 裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きしたうえで、被告人が有罪かどうか、また有罪であるとしたら、どのような刑が適当かを議論して決めます。

**Q 裁判員は、どんな事件に参加するの?**

**A** 殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件です。

**Q 裁判員に選任されるまでのうちの期間、裁判所へ行かなければならないの?**

**A** 多くの裁判は、数日間です。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

**Q 私に法律を知らないけれども大丈夫なの?**

**A** 裁判員の仕事をしていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や、刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などについては、裁判官がいていねいに分かりやすく説明しますので、ご安心ください。

**Q 裁判員になった後は辞退しきれないの?**

**A** 広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病气や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

**Q 経済的な補償はありますか?**

**A** 旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。また、雇用主は、裁判員の職務を行うために休暇をとったことなどを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

\* 詳しくは、裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> をご覧ください。

問い合わせ

松山地方裁判所

☎941-4151

## 和楽園嘱託職員募集

募集職種	嘱託職員（管理宿直）
業務内容	養護老人ホーム和楽園の管理宿直業務
募集人員	2～3名
年齢要件	18歳以上65歳未満の人（昭和14年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人）
任用予定期間	平成16年10月1日から平成17年3月31日まで
勤務時間	18時30分から翌日8時00分まで
報酬額	宿直1回につき4,200円（ただし、12月29日から1月3日までの間については8,400円）
募集期間	9月1日（水）から9月14日（火）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）
試験方法	口述試験
試験日	試験日については本人に別途通知します。
試験場所	和楽園 面接室
申込手続き	履歴書（市販のもので可）を募集期間内に和楽園に提出してください。
問い合わせ	養護老人ホーム和楽園（松前町大溝96番地1） ☎984-1265